

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年五月二十四日法律第三十五号）

（抄）

附 則
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。